

## これは知っておきたいパパのマメ知識 出産後の手続き

赤ちゃんが誕生すると、たくさんの手続きが必要です。2週間以内に必要な手続きもあり、出産で体調が戻っていなかったり里帰りしているママもいるため、パパが頑張ると、ママは大助かりです。

### ●出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、出生届を提出します。手続きは、親の居住地、親の本籍地、赤ちゃんの出生地のいずれかの役所で行います。出生届の用紙は役場だけでなく医療機関でももらえます。出生届の出生証明書は医師か助産師に記入してもらい、母子手帳、印鑑を持参します。

### ●子の健康保険

出来るだけ早めに勤務先の健康保険窓口で手続きをします。

国民健康保険の場合は、お住まいの各市町村の役所で手続きを行います。

### ●子の医療費助成

子どもの医療費を助成してもらえます(中学校修了まで)。健康保険加入後にお住まいの各市町村の役所で手続きを行います。

### ●児童手当の申請

中学校修了前(15才到達後の年度末)までの子どもを養育している人に支給されます。支給を受けるには、各市町村へ申請し、市町村長の認定を受ける必要があります(公務員は各職場へ)。支給は、原則として、年3回、4か月分づつ支給されます。

### ●出産・育児一時金

妊娠、出産は病気で病院にかかる場合と違って健康保険が使えないため、全額自己負担になりますが、出産費用の一部を助成します。

健康保険および国民健康保険に加入している人がその配偶者が分娩(妊娠85日(4か月)したとき、一時金が受け取れます。

勤務先の健康保険窓口で手続きをします。国民健康保険の場合はお住まいの各市町村の役所で手続きを行います。

## とっとり子育て応援ガイドブック

子育てに関する情報や  
お問い合わせ先がたくさん!!

とっとり子育て応援ガイドブック  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/206049.htm>



ダウンロード  
できます!



## 赤ちゃんの祝い事

### ●帯祝い

妊娠5か月の「戌(イヌ)の日」にさらしの腹帯を巻いて安産を祈る慣わしのことです。犬は多産でお産が軽いので、それにあやかるという意味があります。

### ●お七夜

赤ちゃんが生まれた日から数えて7日目のお祝いです。子どもの名前を書いて床の間などに飾って祝う命名式もこの日に一緒に行なうこともあります。

### ●内祝い

お宮参りの頃までに、出産のお祝いを頂いた方に子どもの名前でお礼の品を贈ります。

### ●お宮参り

生後1か月頃、健やかな成長を願って地元の社寺等にお参りします。古いしきたりでは男の子は31日目、女の子は32日目ですが、地域によっては違うところもあります。現在では日にちにはこだわらず、天気の良い日を選んで、健やかな成長を願ってお参りすることが多いようです。

### ●お食い初め

「箸初め」「箸ぞろえ」などともいい、一般的に生後100日に赤ちゃんにお乳以外のものを初めて与える(まねごとをする)行事です。一生食べ物に困らないようにという願いが込められています。

### ●初節句

初めて迎える「お節句」の祝いです。女の子は3月3日の桃の節句にひな人形、男の子は5月5日の端午の節句に5月人形や鰐のぼりを飾り、家族で祝うのが一般的です。

### ●七五三

子どもの成長に感謝し、幸せを願って地元の社寺等にお参りします。一般的に女の子は3歳と7歳、男の子は3歳と5歳の11月15日ですが、現在は、10月下旬～11月中旬に行われています。

### ●一升餅

子どもの1歳の誕生日に、風呂敷やもち袋に入れて背負わせます。「一升」と「一生」を掛けて一生食べ物に困らないようにという意味が込められています。

## とっとり子育て応援パスポート

パスポートを協賛店舗に提示すると、お店独自の子育て応援サービスを受けることができます。県内在住の妊娠中の方、18歳未満のお子様をお持ちの子育て家庭へ交付されます。

### 例えば

- 商品等の割引
- 買い物ポイントの加算
- 粗品プレゼント
- オムツ交換や授乳場所の提供
- デザートサービス等



### ●申請先／鳥取県福祉保健部子育て応援課

電話0857-26-7868 または市町村子育て支援担当課